

4.4 廃棄物等

4.4.1 産業廃棄物

産業廃棄物の分別及び収集等の状況について把握し、本事業の工事に伴う建設廃棄物の発生及び処理が計画地及びその周辺に及ぼす影響について、予測及び評価を行った。

(1) 現況調査

ア 調査項目

本事業に伴う産業廃棄物による影響を予測するための基礎資料を得ることを目的として、次の項目について調査を行った。

- | |
|--|
| (ア) 産業廃棄物の状況
(イ) 撤去廃棄物等の状況
(ウ) 関係法令等による基準等 |
|--|

イ 調査地域

調査地域は、計画地及びその周辺とした。

ウ 調査方法等

(ア) 産業廃棄物の状況

「川崎市産業廃棄物実態調査報告書」等の既存資料による調査により把握した。

(イ) 撤去廃棄物等の状況

工事計画の内容を整理し、計画地内の建築物等の状況を整理することにより把握した。

(ウ) 関係法令等による基準等

以下の関係法令等の内容を整理した。

- ・「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（昭和 45 年法律第 137 号）
- ・「資源の有効な利用の促進に関する法律」（平成 3 年法律第 48 号）
- ・「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」（平成 12 年法律第 104 号）
- ・「大気汚染防止法」（昭和 43 年法律第 97 号）
- ・「建設廃棄物処理指針」（平成 23 年 3 月、環境省）
- ・「建設副産物適正処理推進要綱」（平成 5 年 1 月策定・平成 14 年 5 月改正、国土交通省要綱）
- ・「石綿含有廃棄物等処理マニュアル（第 3 版）」（令和 3 年 3 月、環境省）
- ・「川崎市廃棄物の処理及び再生利用等に関する条例」（平成 4 年条例第 51 号）
- ・「川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例」（平成 11 年条例第 50 号）
- ・「産業廃棄物適正処理の手引き（排出事業者用）」（令和 5 年 3 月、川崎市）
- ・「川崎市建設副産物取扱要綱」（平成 11 年 4 月制定、令和 4 年 4 月改正、川崎市）
- ・「地域環境管理計画」に定める地域別環境保全水準

エ 調査結果

(7) 産業廃棄物の状況

令和 5 年度における川崎市の産業廃棄物の排出量等は表 4. 4. 1-1 に示すとおりである。

川崎市における産業廃棄物の排出量は 2, 483 千 t/年であり、再利用率は 854 千 t/年、最終処分量は 56 千 t/年となっている。

表 4. 4. 1-1 川崎市の産業廃棄物の排出量、再生利用量、最終処分量（令和 5 年度）

単位：千 t/年

種類	排出量	再生利用量	最終処分量
燃え殻	9	19	3
有機性汚泥	990	18	3
無機性汚泥	458	101	8
廃油	58	12	－
廃酸	131	0	－
廃アルカリ	56	4	－
廃プラスチック類	50	35	3
紙くず	3	3	0
木くず	39	37	0
繊維くず	0	0	0
動植物性残さ	7	2	－
動物系固形不要物	－	－	－
ゴムくず	0	0	－
金属くず	16	16	0
ガラス・陶磁器くず	108	100	9
鉱さい	39	38	1
がれき類	373	358	15
ばいじん	86	85	5
その他	61	27	9
合計	2, 483	854	56

出典：「令和 6 年度川崎市産業廃棄物実態調査報告書（令和 5 年度実績）」（令和 7 年 3 月 川崎市）

(1) 撤去建築物等の状況

計画地は現在、長沢浄水場の排水処理施設となっており、既存建築物等の解体工事にあたって産業廃棄物が発生する。

撤去建築物については、表 4. 4. 1-2 に示すとおりである。

表 4. 4. 1-2 撤去建築物の概要

施設名 区分	排水処理施設（既存施設）
竣工年月	1994 年
処理能力	590m ³ /日
処理方式等	機械脱水方式
構造	鉄筋コンクリート造一部鉄骨
建築面積	約 1, 500m ²
延べ面積	約 3, 200m ²

(ウ) 関係法令等による基準等

a. 廃棄物の処理及び清掃に関する法律

本法律では、産業廃棄物処理について、「事業者自らの責任において適正に処理すること」が定められており、これには委託処理も含まれている。また、事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物の再生利用等を行うことによりその減量に努めることが示されている。

産業廃棄物の運搬または処理を他人に委託する場合には、運搬については「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（以下、「廃棄物処理法」という。）に基づく産業廃棄物収集運搬業の許可を受けた者等に、また、処分については同法に基づく産業廃棄物処分業の許可を受けた者等に委託しなければならないと定められている。

b. 資源の有効な利用の促進に関する法律

本法律は、主要な資源の大部分を輸入に依存している我が国において、近年の国民経済の発展に伴い、資源が大量に使用されていることにより、使用済物品等及び副産物が大量に発生し、その相当部分が廃棄されており、かつ、再生資源及び再生部品の相当部分が利用されずに廃棄されている状況に鑑み、資源の有効な利用の確保を図るとともに、廃棄物の発生の抑制及び環境の保全に資するため、使用済物品等及び副産物の発生の抑制並びに再生資源及び再生部品の利用の促進に関する所要の措置を講ずることとし、もって国民経済の健全な発展に寄与することを目的としている。

事業者等の責務については、原材料等の使用の合理化や再生資源及び再生部品の利用に努めること、事業に係る製品の長期間使用の促進や事業若しくは建設工事に係る製品や副産物の再生資源としての利用促進に努めることが規定されている。

c. 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律

本法律は、特定の建設資材について、その分別解体等及び再資源化等を促進するための措置を講ずるとともに、解体工事業者について登録制度を実施すること等により、再生資源の十分な利用及び廃棄物の減量等を通じて、資源の有効な利用の確保及び廃棄物の適正な処理を図るものである。これらをもって、生活環境の保全及び国民経済の健全な発展に寄与することを目的としている。

本法律の中で、「発注者は、その注文する建設工事について、分別解体等及び建設資材廃棄物の再資源化等に要する費用の適正な負担、特定建設資材の再資源化により得られた建設資材の使用等により、分別解体等及び特定建設資材の再資源化等の促進に努めなければならない。」としている。

また、対象建設工事受注者は、特定建設資材について再資源化が義務付けられており、工事受注者は再資源化を実施し、発注者へ再資源化の報告を行う。特定建設資材とは、コンクリート、木材、アスファルト・コンクリート、コンクリート及び鉄から成る建設資材である。なお、建設発生木材について 50km 以内に再資源化する施設が無い場合は、再資源化から焼却による縮減に変えることができる。

d. 大気汚染防止法

本法律は、大気の汚染に関して、国民の健康を保護するとともに、生活環境を保全することなどを目的としている。解体等工事に伴う石綿飛散防止対策の一層の強化を図るため、すべての石綿含有建材が規制対象となっている。

また、建築物等の解体及び改造、補修作業における特定建築材料の使用状況に関する事前調査及び報告、事前調査結果の記録の作成・保存等が定められている。

e. 建設廃棄物処理指針

本指針では、土木建築に関する工事に伴い生ずる廃棄物について、「廃棄物処理法」に沿って適正に処理するために必要な具体的な処理手順等を示すことにより、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図ることを目的としている。

f. 建設副産物適正処理推進要綱

本要綱では、建設工事の副産物である建設発生土と建設廃棄物の適正な処理等に係る総合的な対策を発注者及び施工者が適切に実施するために必要な基準を示し、もって建設工事の円滑な施工の確保、資源の有効な利用の促進及び生活環境の保全を図ることを目的としている。

g. 石綿含有廃棄物等処理マニュアル（第3版）

本マニュアルは、「廃棄物処理法」に基づいて廃石綿等及び石綿含有廃棄物の分別、保管、収集、運搬、処分等を適正に行うために必要な具体的事項を解説することにより、廃石綿等及び石綿含有廃棄物の適正な処理の確保を図り、もって生活環境の保全及び公衆衛生の向上に資することを目的としている。

h. 川崎市廃棄物の処理及び再生利用等に関する条例

本条例は、廃棄物の発生を抑制し、再利用及び再生利用を促進するとともに、廃棄物を適正に処理することにより、資源循環型の社会の構築、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図り、良好な都市環境の形成に資することを目的としている。

i. 川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例

本条例は、工場及び事業場において遵守すべき基準、事業活動及び日常生活における環境の保全のための措置その他環境の保全上の支障を防止するために必要な事項を定めることにより、事業活動等による公害の防止及び環境への負荷の低減を図り、もって現在及び将来の市民の健康を保護するとともに、安全な生活環境を確保することを目的とする。

本条例では、建築物等の解体作業に係る石綿の飛散の防止に関して、作業前の近隣住民への文書等の配布、石綿濃度の測定計画の届出、石綿排出等作業の実施の届出、作業中の石綿濃度の測定、作業後の石綿濃度の測定結果の届出、作業完了の報告の届出等が規定されている。

j. 産業廃棄物適正処理の手引き(排出事業者用)

本手引きは、「廃棄物処理法」及び「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」で定められた廃棄物の処理に関する法の仕組みと、個別具体の問題に対し国から出された通知に基づき、事業で発生する廃棄物及び建設廃棄物のより一層の資源化や適正処理等を図ることを目的としている。

k. 川崎市建設副産物取扱要綱

本要綱は、本市が施工する建設工事からの副産物である建設発生土と建設廃棄物の適正な処理等に係る取扱いを定め、これを工事発注者及び工事請負人が適切に実施することにより、循環型社会の形成及び公共事業の円滑な推進に寄与することを目的としている。

工事発注者及び工事請負人の責務として、工事発注者及び工事請負人は、建設副産物の発生の抑制に努めることなどの基本方針により建設副産物に係る総合的対策を適切に実施しなければならないとしている。

l. 地域環境管理計画の地域別環境保全水準

地域環境管理計画の地域別環境保全水準は、産業廃棄物については、「資源の循環を図るとともに、生活環境の保全に支障のないこと。」と定められている。

(2) 環境保全目標

環境保全目標は、地域環境管理計画の地域別環境保全水準を参考に、「資源の循環を図るとともに、生活環境の保全に支障のないこと。」と設定した。

(3) 予測及び評価

ア 工事の影響

(7) 予測

a. 予測項目

予測項目は、既存建築物等の撤去及び建設工事に伴う産業廃棄物の種類、発生量及び処理・処分方法とした。

b. 予測地域・予測地点

予測地域は、計画地とした。

c. 予測時期

予測時期は、工事期間全体とした。

d. 予測方法

予測方法は、既存建築物等の規模、構造等の調査結果及び工事計画（施工計画、建築計画等）に基づき、既存の発生原単位を用いて、既存建築物等の撤去及び建設工事に伴い発生すると考えられる産業廃棄物の種類、発生量及び処理・処分方法を予測するものとした。

具体的には延床面積当たりの廃棄物発生原単位に本事業の延床面積を乗じる方法とした。ただし、脱水機等の設備関係の金属くずについては、建物とは別に廃棄物処理業者に既存施設の設計図を提供し、発生量を試算した。

解体工事及び建設工事に伴う延床面積当たりの産業廃棄物の発生原単位を表 4.4.1-3 に示す。

表 4.4.1-3 工事に伴う延床面積当たりの産業廃棄物の発生原単位

廃棄物の種類		発生原単位 (t/m ²)	
		解体工事	建設工事
がれき類	アスファルト・コンクリート塊	0.0396	0.0082
	コンクリート塊	1.0123	0.0794
建設汚泥		0.0030	0.0010
建設混合廃棄物		0.0293	0.0055
建設発生木材		0.0080	0.0025
廃プラスチック類（廃塩化ビニル管・継ぎ手を除く）		0.0025	0.0013
紙くず		0.0001	0.0003
金属くず		0.0570	0.0019
廃石膏ボード		0.0077	0.0021
廃塩化ビニル管・継ぎ手		0.0004	0.0002

注：発生原単位は「平成 30 年度建設副産物実態調査結果」（国土交通省ホームページ）の建設副産物の原単位（神奈川県、非木造）である。

f. 予測結果

解体工事に伴う産業廃棄物の発生量等は、表 4.4.1-4 に示すとおりである。解体工事における発生量は約 4,099.4 t、再資源化量は約 4,070.0 t、処分量は約 29.5 t と予測する。

建設工事に伴う産業廃棄物の発生量等は、表 4.4.1-5 に示すとおりである。建設工事における発生量は約 398.9 t、再資源化量は約 391.0 t、処分量は約 7.9 t と予測する。

工事に伴い発生する産業廃棄物は可能な限り再生利用を図り、コンクリート等は再資源化、金属類は有価物として売却し、それぞれ極力再生利用する。また、それが困難なものについては、「廃棄物処理法」に基づく許可を受けた業者に委託して、適性に処理・処分する。

表 4.4.1-4 解体工事に伴う産業廃棄物の発生量と処理方法

廃棄物の種類		発生量 (t)	再資源化 率 (%)	再資源化 量 (t)	処分量 (t)	処理方法
がれき 類	アスファルト・コン クリート塊	約 126.8	約 100	約 126.8	約 0.0	路盤材として再利用
	コンクリート塊	約 3,239.5	約 100	約 3,239.5	約 0.0	路盤材として再利用
建設汚泥		約 9.6	約 90	約 8.6	約 1.0	路盤材として再利用、造粒 固化処理
建設混合廃棄物		約 93.8	約 85	約 79.8	約 14.1	中間処理後、一分別リサ イクル、最終処分
建設発生木材		約 25.5	約 100	約 25.5	約 0.0	熱利用
廃プラスチック類（廃塩化ビ ニル管・継ぎ手を除く）		約 8.0	約 60	約 4.8	約 3.2	熱利用、ごみ固形燃料化
紙くず		約 0.2	約 80	約 0.1	約 0.0	再利用、一部、溶解処理
金属くず		約 570.0	約 99	約 564.3	約 5.7	有価物として売却
廃石膏ボード		約 24.7	約 80	約 19.8	約 4.9	石膏ボードとして再利用
廃塩化ビニル管・継ぎ手		約 1.3	約 55	約 0.7	約 0.6	熱利用、ごみ固形燃料化
合計		約 4,099.4	約 98	約 4,070.0	約 29.5	—

注 1：再資源化率は本事業の目標値である。

注 2：四捨五入の関係上、合計値が合わない場合がある。

注 3：再資源化率は「平成 30 年度建設副産物実態調査結果」（国土交通省ホームページ）の川崎市発注工事の再資源化率を参考に設定した。

注 4：金属くずについては、建物の原単位から算出した値 182.4t に設計図により試算した脱水機等設備関係の金属くずの排出量 387.6t を足した値である。

表 4. 4. 1-5 建設工事に伴う産業廃棄物の発生量と処理方法

廃棄物の種類		発生量 (t)	再資源化 率 (%)	再資源化 量 (t)	処分量 (t)	処理方法
がれき 類	アスファルト・コン クリート塊	約 31.9	約 100	約 31.9	約 0.0	路盤材として再利用
	コンクリート塊	約 309.5	約 100	約 309.5	約 0.0	路盤材として再利用
建設汚泥		約 3.7	約 90	約 3.3	約 0.4	路盤材として再利用、造粒 固化処理
建設混合廃棄物		約 21.6	約 85	約 18.4	約 3.2	中間処理後、一部分別リサ イクル、最終処分
建設発生木材		約 9.8	約 100	約 9.8	約 0.0	熱利用
廃プラスチック類（廃塩化ビ ニル管・継ぎ手を除く）		約 5.1	約 60	約 3.0	約 2.0	熱利用、ごみ固形燃料化
紙くず		約 1.1	約 80	約 0.9	約 0.2	再利用、一部、溶解処理
金属くず		約 7.2	約 99	約 7.2	約 0.1	有価物として売却
廃石膏ボード		約 8.2	約 80	約 6.6	約 1.6	石膏ボードとして再利用
廃塩化ビニル管・継ぎ手		約 0.7	約 55	約 0.4	約 0.3	熱利用、ごみ固形燃料化
合計		約 398.9	約 98	約 391.0	約 7.9	—

注 1：再資源化率は本事業の目標値である。

注 2：四捨五入の関係上、合計値が合わない場合がある。

注 3：再資源化率は「平成 30 年度建設副産物実態調査結果」（国土交通省ホームページ）の川崎市発注工事の再資源化率を参考に設定した。

(イ) 環境保全のための措置

本事業の実施に際しては、産業廃棄物の発生量の低減、資源化の推進と適正処理の観点から、以下に示す環境保全のための措置を講じる計画である。

- ・工事に伴い発生する産業廃棄物は可能な限り再生利用を図り、コンクリート等は再資源化、鉄材は有価物として売却し、それぞれ極力再生利用し、廃棄物の発生量を低減する。
- ・発生する建設廃棄物は、作業場内で分別管理を徹底し、品目に応じて処理に適した業者に委託することにより極力資源化を行う。
- ・産業廃棄物の搬出運搬時には、荷崩れや飛散等が生じないように荷台カバー等を使用するなど適切な対策を行う。
- ・アスベストまたはそれを含有する建材については、「石綿含有廃棄物等処理マニュアル」、「非飛散性アスベスト廃棄物の取扱いに関する技術指針」に準拠し適切に処理する。

(ウ) 評価

解体工事における発生量は約 4,099.4 t、再資源化量は約 4,070.0 t、処分量は約 29.5 t と予測した。建設工事における発生量は約 398.9 t、再資源化量は約 391.0 t、処分量は約 7.9 t と予測した。

工事に伴い発生する産業廃棄物は可能な限り再生利用を図り、コンクリート等は再資源化、金属類は有価物として売却し、それぞれ極力再生利用する。また、それが困難なものについては、「廃棄物処理法」に基づく許可を受けた業者に委託して、適性に処理・処分する。

さらに、工事に伴い発生する産業廃棄物は可能な限り再生利用を図り、コンクリート等は再資源化、鉄材は有価物として売却し、それぞれ極力再生利用するなどの環境保全のための措置を講じることから、資源の循環が図られるとともに、周辺地域の生活環境の保全に支障のないものと評価する。

4.4.2 建設発生土

計画地及びその周辺における建設発生土の状況等を調査し、建設工事に係る建設発生土の量及び処理・処分方法について、予測及び評価を行った。

(1) 現況調査

ア 調査項目

建設工事に係る建設発生土について予測及び評価を行うための資料を得ることを目的として、以下に示す項目について調査を行った。

- | |
|---------------------------------|
| (ア) 建設発生土の状況
(イ) 関係法令等による基準等 |
|---------------------------------|

イ 調査地域

調査地域は、計画地及びその周辺とした。

ウ 調査方法等

(ア) 建設発生土の状況

「建設副産物実態調査結果」等の既存資料を収集・整理し、神奈川県における建設発生土の状況を把握した。

(イ) 関係法令等による基準等

次の関係法令等の内容を整理した。

- ・「資源の有効な利用の促進に関する法律」（平成 3 年法律第 48 号）
- ・「宅地造成及び特定盛土等規制法」（昭和 36 年法律第 191 号）
- ・「神奈川県土砂の適正処理に関する条例」（平成 11 年神奈川県条例第 3 号）
- ・「建設副産物適正処理推進要綱」（平成 5 年 1 月策定・平成 14 年 5 月改正、国土交通省要綱）
- ・「川崎市建設副産物取扱要綱」（平成 11 年 4 月制定、令和 4 年 4 月改正、川崎市）
- ・「地域環境管理計画」に定める地域別環境保全水準

エ 調査結果

(7) 建設発生土の状況

平成 30 年度における神奈川県での建設発生土の排出状況及び再利用状況は、表 4.4.2-1 に示すとおりである。

神奈川県（非木造）の土木工事（公共）の場外搬出量は 1,759.0 千 m³ となっており、工事間利用は 66.5 千 m³ で約 3.8% となっている。

表 4.4.2-1 建設発生土の排出状況（平成 30 年度：神奈川県）

単位：千 m³

工事場所	工事区分		場外排出量	再利用状況		
				工事間利用	土質改良プラント	内陸受入地
神奈川県 （非木造）	土木工事	公共	1,759.0	66.5	46.3	1,646.3
		民間	363.1	138.2	54.6	170.3
	新築・増築工事		971.8	0.5	0.3	971.0
	解体撤去工事		2.1	0.1	0.0	2.0
	修繕工事		2.0	0.0	0.0	2.0
	建設工事合計		3,098.0	205.2	101.3	2,791.6

注：四捨五入の関係上、合計値が合わない場合がある。

出典：「平成 30 年度建設副産物実態調査結果」（令和 2 年 1 月 国土交通省）

(4) 関係法令等による基準等

a. 資源の有効な利用の促進に関する法律

本法律では、主要な資源の大部分を輸入に依存している我が国において、再生資源の相当部分が利用されずに廃棄されている状況に鑑み、資源の有効な利用の確保を図るとともに、廃棄物の発生の抑制及び環境の保全に資するため、使用済物品等及び副産物の発生の抑制並びに再生資源及び再生部品の利用の促進に関する所要の措置を講ずることとし、国民経済の健全な発展に寄与することを目的としている。

事業者等の責務として、工場若しくは事業場（建設工事に係るものを含む。以下同じ。）において事業を行う者及び物品の販売の事業を行う者又は建設工事の発注者は、その事業又はその建設工事の発注を行うに際して原材料等の使用の合理化を行うとともに、再生資源及び再生部品を利用するよう努めなければならないこと、また、事業者又は建設工事の発注者は、その事業に係る製品が長期間使用されることを促進するよう努めるとともに、その事業に係る製品が一度使用され、若しくは使用されずに収集され、若しくは廃棄された後その全部若しくは一部を再生資源若しくは再生部品として利用することを促進し、またはその事業若しくはその建設工事に係る副産物の全部若しくは一部を再生資源として利用することを促進するよう努めなければならないことが示されている。

b. 宅地造成及び特定盛土等規制法

本法律は、宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積に伴う崖崩れ又は土砂の流出による災害の防止のため必要な規制を行うことにより、国民の生命及び財産の保護を図り、もって公共の福祉に寄与することを目的としている。

本法律は、盛土等による災害から国民の生命・身体を守る観点から、盛土等を行う土地の用途やその目的にかかわらず、危険な盛土等を全国一律の基準で包括的に規制するため、令和4年5月に改正された。

改正では、スキマのない規制、盛土等の安全性の確保、責任の所在の明確化、実効性のある罰則の措置が示された。

工事主は、宅地造成等に関する工事の許可の申請をするときは、宅地造成等に関する工事の施行に係る土地の周辺地域の住民に対し、説明会の開催その他の当該宅地造成等に関する工事の内容を周知させるため必要な措置を講じなければならないこと等が示されている。

c. 神奈川県土砂の適正処理に関する条例

本条例は、土砂の搬出について必要な事項を定めることにより、土砂の適正な処理を推進し、もって県土の秩序ある利用を図ることを目的としている。

また、本条例では、工事区域外に500m³以上の土砂を搬出する場合には、予め土砂の搬出にかかる計画を作成し、知事に届出の必要があると規定されている。

d. 建設副産物適正処理推進要綱

本要綱では、建設工事の副産物である建設発生土と建設廃棄物の適正な処理等に係る総合的な対策を発注者及び施工者が適切に実施するために必要な基準を示し、もって建設工事の円滑な施工の確保、資源の有効な利用の促進及び生活環境の保全を図ることを目的としている。

e. 川崎市建設副産物取扱要綱

本要綱は、本市が施工する建設工事からの副産物である建設発生土と建設廃棄物の適正な処理等に係る取扱いを定め、これを工事発注者及び工事請負人が適切に実施することにより、循環型社会の形成及び公共事業の円滑な推進に寄与することを目的としている。

f. 地域環境管理計画の地域別環境保全水準

地域環境管理計画の地域別環境保全水準は、建設発生土については、「資源の循環を図るとともに、生活環境の保全に支障のないこと。」と定められている。

(2) 環境保全目標

環境保全目標は、地域環境管理計画の地域別環境保全水準を参考に、「資源の循環を図るとともに、生活環境の保全に支障のないこと。」と設定した。

(3) 予測及び評価

ア 工事の影響

(7) 予測

a. 予測項目

予測項目は、建設工事に伴う建設発生土の量及び処理・処分方法とした。

b. 予測地域・予測地点

予測地域は、計画地内とした。

c. 予測時期

予測時期は、工事期間全体とした。

d. 予測方法

予測方法は、施工計画に基づき推定する方法により予測した。

f. 予測結果

建設工事に伴う建設発生土の量は表 4. 4. 2-2 に示すとおりである。

建設発生土の仮置き場を計画地内で長期にわたって確保することが困難なことから、発生量の全量である約 17, 520m³ を計画地外に搬出する。建設発生土は、「川崎市建設副産物取扱要綱」等に基づき、指定された処分地等に搬出し、適正に処理する。

表 4. 4. 2-2 工事中に発生する建設発生土の量

項目		土量 (m ³)	処理等
①掘削土	切土造成	約 12, 000	建設発生土は、指定された処分地等に搬出し、適正に処理する。
	管路掘削	約 2, 600	
	合計	約 14, 600	
②掘削土 (ほぐし) (①×1. 2)	切土造成	約 14, 400	
	管路掘削	約 3, 120	
	合計	約 17, 520	
③盛土		約 0	
建設発生土 (②－③)		約 17, 520	

注：ほぐし率を 1. 2 として計算した。

(イ) 環境保全のための措置

生活環境の保全の観点から、次のような措置を講じる計画である。

- ・建設発生土の搬出に際し、荷崩れや土砂の飛散により、沿道への粉じん等の影響が生じないように荷台カバー等を使用する。
- ・工事にあたっては、粉じんの飛散を防止するために、必要に応じて散水やシート掛け等を行う。
- ・工事にあたっては、必要に応じて、運搬時のタイヤ洗浄を実施する。

(ウ) 評価

建設工事に係る建設発生土の量は、約 17,520m³ と予測した。

建設発生土の仮置き場を計画地内で長期にわたって確保することが困難なことから、発生量の全量である約 17,520m³ を計画地外に搬出する。建設発生土の処分については「川崎市建設副産物取扱要綱」等に基づき、指定された処分地等に搬出し、適正に処理する。

さらに、建設発生土の運搬にあたっては、荷崩れや土砂の飛散により、沿道への粉じん等の影響が生じないように荷台カバー等を使用する等の環境保全のための措置を講じることから、周辺地域の生活環境の保全に支障はないものと評価する。